

第19回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

第19期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

- 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- 連結計算書類の「連結注記表」
- 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- 計算書類の「個別注記表」

株式会社リニカル

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様
に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、「企業行動規範」を定め、取締役及び使用人が法令・定款及び社内規程を遵守して活動できるよう、継続的に教育・推進を行う。また、取締役及び使用人は、「企業行動規範」の遵守を誓約する旨を記載した文書に毎年署名し、会社に提出する。
- ②当社の代表取締役社長は、コンプライアンス体制の総括責任者として担当取締役を任命し、当該担当取締役は組織内のコンプライアンスの推進、監督、及び法規制、当社ポリシー等へのコンプライアンスの確保に努める。
- ③当社の監査等委員は、取締役会のほか社内的重要会議に参加し、コンプライアンス体制の整備及び運用状況の確認を行う。
- ④当社は、代表取締役社長直轄の組織として内部監査部を設置し、当部門は監査等委員会と連携して法令・諸規則の遵守状況の監視を行い、取締役会にて報告する。
- ⑤当社は、財務報告の信頼性を確保するため、一般に公正妥当と認められる基準に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適正に評価する。
- ⑥当社は、「社内通報マニュアル」に基づき、社内通報窓口を設置し、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、並びに社会的信頼の確保に努める。係る通報があった場合、これを理由として通報者が不利益な取扱いを受けないよう、その保護を徹底する。
- ⑦当社は、「企業行動規範」及び「反社会的勢力対応マニュアル」に従い、反社会的勢力、組織又は団体に対しては、不正又は不当な要求に応じず断固たる対応を貫き、一切の関係を遮断する。
- ⑧当社は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会及び報酬委員会を設置し、取締役候補者の指名及び取締役・執行役員の報酬の決定に係る透明性と客観性を高める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務決裁規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」及び「情報セキュリティ管理規程」等の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を議事録、稟議書等の文書に記録し、適切に保存する。取締役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、企業活動に影響を及ぼす恐れのあるリスクを想定し、問題発生 of 未然防止に努める。災害、不正、情報漏洩などの事業遂行リスクについては、「リスクマネジメント規程」に基づき、リスクマネジメント委員会がリスクマネジメント方針・計画を策定し、各部門は年度毎にリスクの抽出、回避策・対応策の検討を行い、評価を行う。リスクマネジメント委員会は評価結果を確

認の上、取締役会に報告する。また、持続的事業成長を阻害するような環境変化や機会損失などの事業機会リスクについては、代表取締役社長が中心となり対応策を決定し、その指示のもと各事業部・部門等が対応し、経営会議に対応状況を報告する。重要な意思決定については、経営会議に諮問するとともに、取締役会において最終決定する。

- ②サステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティに関する重要課題への対応状況をモニタリングし経営会議、取締役会に報告する。
- ③重大な経営リスクが顕在化したときには、「危機対応規程」に従い、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、被害を最小限にするための対策を講じる。その他、重要な問題事象が発生した場合は、対応委員会がこの対応にあたる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務決裁規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」及び「稟議規程」等の社内規程により、取締役の職務権限及び会議体の付議基準を明確化し、より効率的で妥当性のある意思決定を実現する。
- ②当社は、取締役会は原則として月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、経営会議を月1回以上開催し、取締役会への付議事項に関する十分な事前検討、及び取締役会への報告事項に関する事前決定を行うことにより、意思決定の迅速化を図る。

(5) 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及びグループ各社は、コンプライアンスに関する基本方針として「企業行動規範」及び倫理・コンプライアンスプログラムを共有し、業務の適正を確保する。また、コンプライアンス委員会は、リニカルグループが高い倫理観と誠実さをもって事業を遂行することを保証するための活動を行う。
- ②当社及びグループ各社は、金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制を実行し、財務報告の信頼性を確保する。
- ③当社及びグループ各社は、リスク管理に係る規則に従い、リスクに関する管理体制を構築する。
- ④当社は、経営計画において当社及びグループ各社が達成すべき目標を明確化するとともに、業務遂行状況の評価、管理を行う。
- ⑤当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的に報告を受け、その状況を把握する。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社の取締役会は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議のうえ、監査等委員会を補助すべき使用人を指名することができる。また、当該使用人がその業務に関して監査等委員会から指示を受けたときは、その指示の実効性を確保する。

(7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会が指定する補助すべき職務に関しては、指名された使用人は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立し、監査等委員会の指揮命令の下に職務を遂行する。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社の取締役は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、直ちに監査等委員会へ報告する。
- ② 当社の取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じ、定期的にまたは随時に、事業に関する報告を行う。
- ③ 重要な社内通報案件については、定期的にまたは随時に、監査等委員会へ報告する。
- ④ 監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう、その保護を徹底する。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、経営会議、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。取締役及び使用人はこの求めを阻むことはできない。
- ② 当社の監査等委員会は、「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査等基準」に基づく独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、内部監査部と緊密な連携を保ちながら監査等委員会監査の実効を図る。

当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は、以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社及びグループ各社は、共通の経営理念、企業行動規範を定めており、社内研修によって取締役、執行役員及び使用人への浸透を図っております。
- ②当社はコンプライアンス担当取締役、監査等委員会及び内部監査部が効果的に連携して、コンプライアンス体制の強化、監視を行うとともに、企業倫理の観点からリスクの把握に努めております。
- ③当社は社内通報マニュアルに基づき、法令違反、不正行為を申告するための通報窓口を設置しております。通報者の保護に配慮するとともに、不祥事の防止及び早期発見に努めております。
- ④当社は、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名委員会及び報酬委員会を設置しております。当事業年度におきましては、指名委員会を3回、報酬委員会を1回開催し、取締役候補者の指名、取締役・執行役員の報酬の決定について透明性と客観性を確保しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、計算書類等について、法令に従い適切に保存しております。また、その他重要書類についても、各種規程類にその保存条件を定め、適切に保存しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社及びグループ各社は、事業遂行リスクについて、リスクマネジメント方針に基づき、各部門において事業遂行リスクの抽出、回避策・対応策の検討、評価を行っております。リスク評価の結果は、リスクマネジメント委員会による確認を経て、取締役会に報告されています。また、持続的事业成長を阻害するような環境変化や事業機会リスクについては、代表取締役が中心となり対応策を決定し、その指示のもと各事業部・部門等が対応し、経営会議に対応状況を報告しております。なお、経営上の重要な意思決定については、経営会議に諮問したうえで取締役会において最終決定しております。
- ②サステナビリティ委員会を6回開催し、当社グループのサステナビリティに関する重要課題への対応状況をモニタリングして経営会議、取締役会に報告いたしました。
- ③「危機対応規程」に基づき、対策本部あるいは対応委員会を開催し、リスク情報の共有・早期解決に努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」、「経営会議規程」等において、取締役会による決議事項等の意思決定

のルールを明確にし、これに基づき運用を行っております。当事業年度は、取締役会を14回、経営会議を計12回開催し、審議を行い、効率的かつ妥当性のある意思決定の実現に努めました。

(5) 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務執行に関して、経営企画室が主体となりグループ各社の管理を行っております。また、当社取締役会は、定例取締役会において毎月、グループ各社の業務執行及び財務状況について報告を受け、確認を行っております。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会が監査機能を十分に発揮するために、その職務を補助すべき使用人として監査等委員会スタッフを設置しております。監査等委員会スタッフは、監査等委員会からの指示に従い、監査等委員会事務局等の業務を遂行しております。

(7) 前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社の監査等委員会スタッフは、業務執行から独立し、監査等委員会の指揮命令に従い、監査等委員会関連業務を遂行しております。

(8) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人は、適宜適切に監査等委員会に事業の報告を行うほか、当社または子会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは、直ちに監査等委員会へ報告することとしております。また、当社は社内通報制度を整備しており、その運用状況について監査等委員会へ報告を行っております。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員から職務の遂行のため発生する費用について請求があった場合は、速やかに当該費用の支払いを行っております。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員は、取締役の業務の執行状況や会社の意思決定プロセスの確認を行うため、経営会議、取締役会等の重要会議への出席、稟議書類や決算関連書類等の重要文書の閲覧を行っております。また、監査等委員会において内部監査部から内部監査の実施状況について報告を受け、当社内に

おけるリスクの把握と効率的な監査等委員会監査の実施に努めております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	214,043	7,293,144	△657,461	6,849,726
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△316,210		△316,210
親会社株主に帰属する当期純利益		338,266		338,266
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	22,055	—	22,055
当 期 末 残 高	214,043	7,315,200	△657,461	6,871,781

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	78,152	616,973	36,362	731,489	7,581,215
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△316,210
親会社株主に帰属する当期純利益					338,266
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△52,521	670,433	13,838	631,750	631,750
当 期 変 動 額 合 計	△52,521	670,433	13,838	631,750	653,806
当 期 末 残 高	25,631	1,287,406	50,201	1,363,239	8,235,021

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 17社
- ・主要な連結子会社の名称
LINICAL USA, INC.
LINICAL TAIWAN CO., LTD.
LINICAL KOREA CO., LTD.
LINICAL Europe Holding GmbH
LINICAL Europe GmbH
LINICAL Spain, S.L.
LINICAL France SARL
Linical Accelovance America, Inc.

(2) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

前連結会計年度において連結子会社でありました立力科阿克賽諾(北京)医薬研發咨詢有限公司(Linical Accelovance China Ltd.)は清算が完了したため、連結の範囲から除いております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産
(リース資産を除く)
- 当社は定率法(ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法)を、連結子会社は主に定額法を採用しております。
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物附属設備 | 3～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 3～10年 |
- ロ. 無形固定資産
(リース資産を除く)
- 定額法を採用しております。
- なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金
- 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間(16年～18年)にわたり、定額法により償却を行っております。

⑤ 退職給付に係る会計処理の方法

- イ. 退職給付見込額の期間帰属方法
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ロ. 数理計算上の差異の費用処理額
- 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ハ. 小規模企業等における簡便法の採用
- 連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑦ 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これらの履行義務における対価は、履行義務充足後、別途定める支払い条件により概ね6か月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

(1) 連結計算書類に計上した金額

のれん 3,547,866千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

企業結合により取得したのれんは、被取得企業の今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力として、取得原価と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により規則的に償却しております。

のれんについては、翌連結会計年度の予算を含む将来事業計画や今後の受注獲得の見通し等の仮定に基づいて減損の兆候の有無の検討を行い、回収可能性を判断しております。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌連結会計年度の連結計算書類において、のれんの金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 633,094千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	24,740,000株	一株	一株	24,740,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	2,153,564株	一株	一株	2,153,564株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2023年5月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 316,210千円
- ・1株当たり配当額 14円00銭
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2024年5月27日開催の取締役会において次のとおり決議する予定であります。

- ・配当金の総額 338,796千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 15円00銭
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月12日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用調達計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び契約資産並びに立替金は、顧客の信用リスクに晒されております。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

長期借入金は、主に投資に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、与信管理規程に基づき、営業債権に係る信用リスクの低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注1）参照）。

また、現金及び預金、売掛金及び契約資産、立替金、短期借入金、預り金は、現金又は短期間で決済されるものであるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
長 期 借 入 金（※）	1,993,590千円	1,977,870千円	△15,719千円
負債計	1,993,590千円	1,977,870千円	△15,719千円

(※) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合等への出資	272,198千円

投資事業有限責任組合等への出資については、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上しています。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象に含めておりません。

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

長期借入金

変動金利による長期借入金については、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利による長期借入金については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）に基づき、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別

ステップ2：契約における履行義務を識別

ステップ3：取引価格を算定

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分

ステップ5：履行義務が充足するにつれて（または充足した）時に収益を認識

当社グループは、CRO等のサービスの提供を主な事業としています。

収益の主要な区分における収益認識基準は、以下のとおりです。なお、収益に含まれる値引き、リベート及び返品等の変動対価の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額は、概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

CRO等のサービス

当社グループは、臨床開発業務の支援等を行うCRO事業（Contract Research Organization：医薬品開発業務受託機関）において、専門業務サービスを提供しています。当該役務提供に係る収益は、契約期間において定めた人員がサービスの提供を行うため、当該期間に人員が行う履行義務の充足度に応じて収益を認識しています。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	364円60銭
(2) 1株当たり当期純利益	14円98銭

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	214,043	73,000	73,000	11,000	7,116,678	7,127,678
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△316,210	△316,210
当 期 純 利 益					343,114	343,114
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	26,904	26,904
当 期 末 残 高	214,043	73,000	73,000	11,000	7,143,582	7,154,582

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△657,461	6,757,259	78,152	78,152	6,835,412
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△316,210			△316,210
当 期 純 利 益		343,114			343,114
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△52,521	△52,521	△52,521
当 期 変 動 額 合 計	—	26,904	△52,521	△52,521	△25,617
当 期 末 残 高	△657,461	6,784,164	25,631	25,631	6,809,795

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|---------------------------|--|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券
・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 |
| ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
・仕掛品 | 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--|---|
| ① 有形固定資産
（リース資産を除く） | 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備 3～15年
工具、器具及び備品 3～10年 |
| ② 無形固定資産
（リース資産を除く） | 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ リース資産
・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。 |

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これらの履行義務における対価は、履行義務充足後、別途定める支払い条件により概ね6か月以内に回収しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

重要な外貨建の資産または負債の本邦への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

(1) 計算書類に計上した金額

4,398,202千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する事項

関係会社株式は、市場価格のない株式等であり、実質価額が著しく低下し、その回復可能性が認められない場合に、帳簿価額を実質価額まで減額し、当該減少額を関係会社株式評価損として計上します。

実質価額の評価及びその回復可能性については、関係会社の翌事業年度の予算を含む将来事業計画や今後の受注獲得の見通し等の仮定に基づいて判断しております。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りによって決定されますが、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	106,092千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債権	129,036千円
長期金銭債権	632,592千円
短期金銭債務	92,549千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上	203,106千円
売上原価	539,676千円
販売費及び一般管理費	3,875千円

営業取引以外による取引高

受取利息	19,942千円
雑収入	7,976千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	2,153,564株	一株	一株	2,153,564株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
賞与引当金	34,740
未払事業税	3,540
関係会社株式	100,191
退職給付引当金	196,391
その他	10,825
繰延税金資産小計	345,689
評価性引当額	△100,191
繰延税金資産合計	245,498
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11,290
繰延税金負債合計	△11,290
繰延税金資産の純額	234,207

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	L I N I C A L U S A , I N C .	所有 直接100%	業務の委託 役員の兼任	利息の受取 (注)	19,942	長期貸付金 その他流動資産	632,592 89,882

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）に基づき、以下の5ステップを適用することにより収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別

ステップ2：契約における履行義務を識別

ステップ3：取引価格を算定

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分

ステップ5：履行義務が充足するにつれて（または充足した）時に収益を認識

当社は、CRO等のサービスの提供を主な事業としています。

収益の主要な区分における収益認識基準は、以下のとおりです。なお、収益に含まれる値引き、リベート及び返品等の変動対価の金額に重要性はありません。また、約束した対価の金額は、概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

CRO等のサービス

当社は、臨床開発業務の支援等を行うCRO事業（Contract Research Organization：医薬品開発業務受託機関）において、専門業務サービスを提供しています。当該役務提供に係る収益は、契約期間において定めた人員がサービスの提供を行うため、当該期間に人員が行う履行義務の充足度に応じて収益を認識しています。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	301円50銭
(2) 1株当たり当期純利益	15円19銭